

～ 介護事業所の事業主・管理者等の皆様へ ～

安全運転管理者の選任・届出 の手続きはお済みですか？



事業主（使用者）～ 安全運転の確保は、事業主の責任

○ 5台以上の車を使用、又は乗車定員11人以上の車を1台でも使用している事業所では、安全運転管理者を選任しなければなりません。更に車の台数が20台以上の場合は、副安全運転管理者を選任する必要があります。（道路交通法第74条の3第1項、第4項）

※ この選任義務違反には罰則があります。

※ 従業員のマイカーやリース車の業務使用も該当します。

※ 選任したときは、15日以内に車の使用の本拠地を管轄する公安委員会(警察署)に届け出なければなりません。

○ 事業主(使用者)は、選任した安全運転管理者に交通安全教育などの業務に必要な権限を与えなければなりません。

○ また、安全運転管理者等に、公安委員会が行う「法定講習」を受講させる義務を負っています。（同法第74条の3第8項）

講習を受け
てください

必要な権限
があります



安全運転管理者 ～ 職場における交通事故防止のリーダーとして活動

事故を起こさないためには…



○ 事業所での安全運転を確保するため、交通安全教育を推進したり、点呼等による運転者把握、必要な指示、指導など、法律で定められた業務があります。

○ 公安委員会が行う年1回の「法定講習」を必ず受講し、講習の成果や、法改正などの情報を職場に持ち帰り、共有を図るなど、事業所の安全意識を高めていく役割があります。

従業員（運転者）～事業所の「看板」を背負った代表として安全運転に努める。

○ 自らの運転適性を把握して、安全運転意識を高め、事故を起こさない安全運転に徹することが大切です。

※ 高齢者や車イスの乗車者～「いたわり運転」の実践

※ 道幅の狭い生活道路～ 安全確認と譲り合い運転を

